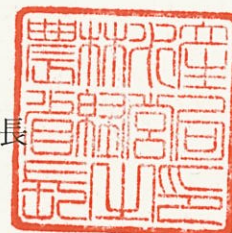




27 経営第3373号
平成28年4月1日

全国農業会議所会長 殿

農林水産省経営局長



農地集積・集約化対策事業実施要綱の別表1の新規集積農地面積に規定する「農林水産省経営局長が特に認める面積」について

このことについて、別添のとおり都道府県に通知しましたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な御指導をお願いします。

(別添)

27経営第3373号
平成28年4月1日

別記 宛

農林水産省経営局長

農地集積・集約化対策事業実施要綱の別表1の新規集積農地面積に規定する「農林水産省経営局長が特に認める面積」について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の別表1の新規集積農地面積に規定する「農林水産省経営局長が特に認める面積」について、下記のとおり定めたので、御了知願います。

記

- 1 福島県営農再開支援事業（平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知）の事業実施地区において、担い手（実施要綱別表1の「担い手」をいう。以下同じ。）に対して担い手以外の者が特定農作業委託（実施要綱別表1の「特定農作業受委託契約」に基づく委託をいう。以下同じ。）を行っている農地であって、当該担い手以外の者が当該農地を機構へ貸し付け、事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月末日に担い手へ賃借権の設定等（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項に規定する「賃借権の設定等」をいう。以下同じ。）を行った農地の面積
- 2 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき指定された一時利用地において、担い手に対して担い手以外の者が特定農作業委託を行っている農地であって、当該担い手以外の者が当該農地を機構へ貸し付け、事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月末日までに担い手へ賃借権の設定等を行った農地の面積

別記

北海道知事	神奈川県知事	大阪府知事	福岡県知事
青森県知事	山梨県知事	兵庫県知事	佐賀県知事
岩手県知事	長野県知事	奈良県知事	長崎県知事
宮城県知事	静岡県知事	和歌山県知事	熊本県知事
秋田県知事	新潟県知事	鳥取県知事	大分県知事
山形県知事	富山県知事	島根県知事	宮崎県知事
福島県知事	石川県知事	岡山県知事	鹿児島県知事
茨城県知事	福井県知事	広島県知事	沖縄県知事
栃木県知事	岐阜県知事	山口県知事	
群馬県知事	愛知県知事	徳島県知事	
埼玉県知事	三重県知事	香川県知事	
千葉県知事	滋賀県知事	愛媛県知事	
東京都知事	京都府知事	高知県知事	